

仙北市公式ウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙北市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）における市広報及びその他広告媒体との運用の明確化を図るため、仙北市公式ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものである。

(広告掲載の対象範囲)

第2条 市ウェブサイトに広告掲載できる者は、市内に事業所等を有するものとする。ただし、その他市長が認めた場合はこの限りでない。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載するページは市公式ウェブサイトのトップページの下とし、広告枠は5枠ずつとする。

(広告の種類及び規格)

第4条 掲載できる広告の種類はバナー広告とし、規格は原則として次のとおりとする。

- (1) 横150ピクセル×縦55ピクセルのサイズ
- (2) GIF、JPEGまたはPNGのいずれかの形式（アニメーションやロールオーバー等の画像が変化するものでないこと）

(広告の禁止表現)

第5条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与える恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(広告の市ウェブサイトとの区別)

第6条 次の表現については、利用者が市ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 市ウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が仙北市の事業であると誤認しやすいもの

(広告のアクセシビリティ)

第7条 次に定める事項を遵守し、常にアクセシビリティを考慮しなければならない。

- (1) 配慮文字と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また背景に模様のある画像や写真を使用する場合は、文字の周りを縁取るなど、文字を読みやすくする。
- (2) 文字やイラスト等の解像度に注意し、鮮明に見えるようにする。

（掲載期間）

- 第8条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、最大3か月とする。ただし、掲載期間の初日及び末日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合はこの限りではない。
- 2 広告の掲載期間終了後、更新することを妨げない。
 - 3 年度を超える期間を指定できないものとする。

（リンクの一時的解除）

- 第9条 市長は広告の掲載をした後に、リンク先のウェブサイトの内容等が仙北市広告掲載取扱要綱第10条各号のいずれかに該当したときは、リンクの一時的解除を行い、あわせて広告主に対して内容等の変更を要求することができる。

（広告の削除）

- 第10条 市長は前条の要求に広告主が応じない場合、広告主に対して通知することなく広告の掲載の一時中止または広告の削除をすることができる。

（その他）

- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年8月1日から実施する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。